

主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期
経常収益	23,069	24,168	27,330	27,689	31,077
経常利益	12,223	9,702	15,010	13,277	12,272
当期純利益	8,715	6,883	10,785	9,671	8,763
出資総額	3,903	3,936	3,966	3,945	3,911
出資総口数(千口)	78,073	78,726	79,322	78,902	78,228
純資産額	50,858	54,822	65,748	75,215	73,942
総資産額	960,100	1,106,510	1,222,178	1,346,257	1,454,659
預金積金残高	899,771	1,042,238	1,144,151	1,260,921	1,369,941
貸出金残高	414,083	476,861	514,635	542,328	605,284
有価証券残高	279,406	309,024	357,866	376,220	367,195
自己資本比率(%)	9.45	9.34	9.87	10.62	10.34
出資に対する配当金	149	156	157	156	154
役員数(人)	15	15	15	15	15
うち常勤役員数(人)	12	12	12	12	12
職員数(人)	457	497	526	537	539
会員数(人)	11,320	11,162	11,026	10,859	10,625

業務粗利益

(単位:百万円)

	平成31年3月期	令和2年3月期
資金運用収支	18,753	20,935
資金運用収益	23,436	25,782
資金調達費用	4,682	4,847
役務取引等収支	716	630
役務取引等収益	863	755
役務取引等費用	147	125
その他の業務収支	1,045	3,570
その他業務収益	1,124	3,598
その他業務費用	78	28
業務粗利益	20,516	25,135
業務粗利益率	1.64%	1.83%

(注)業務粗利益率(%)= $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

業務純益

(単位:百万円)

	平成31年3月期	令和2年3月期
業務純益		17,984
実質業務純益		17,979
コア業務純益		14,411
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)		13,311

- (注)1. 業務純益=業務収益-業務費用
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。
4. 「業務純益」「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和元年9月13日)による改正を受け、令和2年3月期分より開示することとなったため、開示初年度につき、令和2年3月期分のみを開示しております。

資金運用収支の内訳

(単位:百万円・%)

	平均残高		利 息		利回り	
	平成31年3月期	令和2年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期
資 金 運 用 勘 定	1,254,292	1,376,063	23,436	25,782	1.86	1.87
うち貸出金	548,474	576,694	19,582	20,583	3.57	3.56
うち預け金	330,256	424,387	467	373	0.14	0.08
うち有価証券	370,401	369,676	3,330	4,767	0.89	1.28
うち買入金銭債権	2,811	3,066	6	8	0.24	0.28
資 金 調 達 勘 定	1,202,665	1,317,969	4,682	4,847	0.38	0.36
うち預金積金	1,202,463	1,317,737	4,681	4,845	0.38	0.36

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成31年3月期 783百万円、令和2年3月期 1,017百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

利鞘

(単位:%)

	平成31年3月期	令和2年3月期
資 金 運 用 利 回 り	1.86	1.87
資 金 調 達 原 価 率	0.96	0.91
総 資 金 利 鞘	0.90	0.96

受取・支払利息の増減

(単位:百万円)

	平成31年3月期			令和2年3月期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息 合 計	2,145	△847	1,298	2,281	64	2,346
うち貸出金	1,406	194	1,600	1,007	△5	1,001
うち預け金	43	△80	△36	82	△176	△93
うち有価証券	388	△655	△266	△9	1,446	1,436
うち買入金銭債権	4	△1	2	0	1	1
支 払 利 息 合 計	415	△277	137	424	△259	164
うち預金積金	414	△277	136	423	△259	164

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含める方法により表示しております。

利益率

(単位:%)

	平成31年3月期	令和2年3月期
総 資 産 経 常 利 益 率	1.03	0.87
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.75	0.62

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返除く)平均残高}} \times 100$

預金積金平均残高

(単位:百万円・%)

	平成31年3月期		令和2年3月期	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
流 動 性 預 金	98,391	8.2	103,873	7.9
定 期 性 預 金	1,103,924	91.8	1,213,856	92.1
外 貨 預 金	147	0.0	7	0.0
預 金 合 計	1,202,463	100.0	1,317,737	100.0

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金+別段預金+納税準備預金
2. 定期性預金=定期預金+定期積金

定期預金残高

(単位:百万円)

	平成31年3月期	令和2年3月期
定 期 預 金	1,158,926	1,263,017
固 定 金 利	1,158,926	1,263,017
変 動 金 利	-	-

貸出金平均残高

(単位:百万円・%)

	平成31年3月期		令和2年3月期	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
割引手形	1,819	0.3	1,992	0.3
手形貸付	52,433	9.6	56,958	9.9
証書貸付	491,461	89.6	514,643	89.3
当座貸越	2,759	0.5	3,100	0.5
合計	548,474	100.0	576,694	100.0

貸出金残高

(単位:百万円)

	平成31年3月期	令和2年3月期
貸出金	542,328	605,284
固定金利	78,628	87,691
変動金利	463,699	517,593

貸出金の担保別内訳

(単位:百万円・%)

	平成31年3月期		令和2年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	25,216	4.7	28,747	4.7
有価証券	2,808	0.5	2,812	0.5
不動産	336,089	62.0	379,960	62.8
その他	3,107	0.6	3,025	0.5
小計	367,222	67.8	414,545	68.5
信用保証協会・信用保険	6,762	1.2	5,617	0.9
保証	162,908	30.0	182,696	30.2
信用	5,434	1.0	2,424	0.4
合計	542,328	100.0	605,284	100.0

債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円・%)

	平成31年3月期		令和2年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	3	1.1	233	48.1
不動産	251	89.8	234	48.3
その他	17	6.2	12	2.6
小計	272	97.1	479	99.0
信用保証協会・信用保険	8	2.9	5	1.0
合計	280	100.0	485	100.0

貸出金使途別残高

(単位:百万円・%)

	平成31年3月期		令和2年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	401,889	74.1	445,235	73.6
運転資金	140,438	25.9	160,048	26.4
合計	542,328	100.0	605,284	100.0

貸出金業種別内訳

(単位:百万円・%)

	平成31年3月期		令和2年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比
製造業	6,401	1.2	4,308	0.7
建設業	34,697	6.4	37,355	6.2
電気、ガス、熱供給、水道業	12,254	2.3	17,351	2.9
情報通信業	3,133	0.6	3,011	0.5
運輸業、郵便業	3,285	0.6	1,743	0.3
卸売業、小売業	16,120	3.0	23,897	3.9
金融業、保険業	47,560	8.8	53,662	8.9
不動産業	280,225	51.6	305,974	50.5
物品賃貸業	596	0.1	573	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	1,631	0.3	1,472	0.2
宿泊業	28,665	5.3	32,418	5.4
飲食業	4,416	0.8	3,627	0.6
生活関連サービス業、娯楽業	54,767	10.1	66,266	10.9
教育、学習支援業	704	0.1	650	0.1
医療、福祉	10,171	1.9	13,591	2.2
その他のサービス	31,559	5.8	36,742	6.1
小計	536,192	98.9	602,649	99.5
地方公共団体	3,330	0.6	350	0.1
個人	2,805	0.5	2,284	0.4
合計	542,328	100.0	605,284	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

預貸率

(単位:%)

	平成31年3月期	令和2年3月期
期末預貸率	43.01	44.18
期中平均預貸率	45.61	43.76

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}} \times 100$

有価証券平均残高

(単位:百万円・%)

	平成31年3月期		令和2年3月期	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	115,708	31.2	85,078	23.0
地方債	44,110	11.9	52,354	14.2
社債	81,565	22.0	77,486	21.0
株式	24,640	6.7	27,786	7.5
その他の証券	104,376	28.2	126,970	34.3
合計	370,401	100.0	369,676	100.0

● 有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

平成31年3月期		1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期限の定め のないもの	合計
国	債	1,007	4,081	11,432	10,389	9,209	70,460	-	106,580
地	債	-	-	12,369	14,918	23,274	-	-	50,563
社	債	12,349	24,742	31,370	13,119	422	506	-	82,509
株	式	-	-	-	-	-	-	20,875	20,875
その他の証券		5,000	2,000	11,790	10,293	8,403	4,000	74,204	115,691
合計		18,357	30,823	66,962	48,720	41,309	74,966	95,080	376,220

令和2年3月期		1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期限の定め のないもの	合計
国	債	3,018	5,111	15,429	2,057	1,014	53,582	-	80,214
地	債	-	6,119	13,311	13,687	23,152	-	-	56,270
社	債	13,271	23,894	26,005	2,287	8,729	501	-	74,691
株	式	-	-	-	-	-	-	25,035	25,035
その他の証券		7,000	298	24,084	9,645	7,375	4,000	78,579	130,984
合計		23,290	35,424	78,831	27,677	40,272	58,084	103,614	367,195

● 預証率

(単位:%)

	平成31年3月期	令和2年3月期
期末預証率	29.83	26.80
期中平均預証率	30.80	28.05

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金}} \times 100$

● 金融再生法に基づく資産査定並びに保全状況

(単位:百万円)

	平成31年3月期	令和2年3月期	保全合計	担保・保証額	貸倒引当金	保全率
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	9,229	14,237	14,237	10,839	3,398
危険債権	17,638	11,420	9,823	8,136	1,687	86%
要管理債権	119	115	95	86	8	83%
正常債権	516,393	580,429				
合計	543,380	606,202	24,157	19,062	5,095	94%

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、更生、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

● リスク管理債権並びに保全状況(信用金庫法に基づく開示)

(単位:百万円)

	平成31年3月期	令和2年3月期	保全合計	担保・保証額		貸倒引当金	保全率
破綻先債権	1,082	2,266	2,266	1,829	437	100%	
延滞債権	25,759	23,327	21,731	17,083	4,648	93%	
3ヵ月以上延滞債権	-	-	-	-	-	-	
貸出条件緩和債権	119	115	95	86	8	83%	
合計	26,961	25,710	24,094	18,999	5,094	94%	

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外に該当する貸出金です。
3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」・「延滞債権」・「3ヵ月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

● 役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 支払時期

(2) 令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	320

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は12名、監事は2名です(期中に退任した者を含む)。

- (注) 2. 上記の内訳は、「基本報酬」166百万円、「賞与」91百万円、「退職慰労金」63百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

- (注) 3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条1項3号及び4号及び6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

- (注) 2. 「同等額」は、令和元年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

- (注) 3. 令和元年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。